

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

制 定：平成 16 年 12 月 29 日

最終改正：平成 24 年 10 月 1 日

大山日ノ丸証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第 1 条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。
 - (1) 新規公開株の場合
新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。
新規公開株の抽選は、次の要領で行います。
 - ① 抽選は需要申告申込みのうち、個人のお客様（機関投資家以外の法人を含みます。）からのものを対象に、当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の 40%（端数は四捨五入いたします。）を当該抽選に付すことといたします。
 - ② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告に番号を付し、その番号を対象に抽選を行います。
 - ③ 抽選の結果、当選しなかった場合にも、抽選以外の方法により決定する配分先の対象となります。
 - ④ 抽選は次に掲げるような場合には、抽選による配分を採用いたしませんので、あらかじめご承知ください。
 - イ 有効需要申告数量と配分予定数量が同数の場合。
 - ロ 有効需要申告顧客数と単元株数との乗数が配分予定数量と同数の場合。
 - (2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。
 - ・ 適合性の原則に関する基準
弊社は、過去の投資経験が豊富であり、当社との取引状況、証券投資についての知識、資力、投資方針等を確認し、さらに新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に配分を行うこととしております。
 - (3) 新規公開株以外の場合
株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分（以下、「その他の配分」といいます。）につきましても、上記の新規公開株の基準により配分することとしています。
 - (4) 委託販売団への申込みによる配分の場合
委託販売団への申込みによる配分につきましても、上記の新規公開株の基準により配分することとしています。
4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。

- ・ 年間を通して新規公開株の配分は一人のお客様につき8回（ホットイシュー銘柄の上限年間4回を含む）を上限としております。

5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなされたお客様又は委託販売団への申込みをなされたお客様の中から決定いたします。（抽選による場合については、3.（1）①を参照。）ただし、お客様から申告又は申込み数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告又は申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
6. 需要申告及び委託販売団への申込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受け付けます。
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び委託販売団への申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング及び委託販売団申込み開始から申込期間終了までの間、当社の営業部店の店頭においてお知らせいたします。
8. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的で株券等の配分を行わないこと等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与える等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。なお、需要申告及び委託販売団への申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。
9. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則の定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供します。
10. 以上のような配分の基本方針に基づき、企業の円滑な資金調達活動に貢献しつつ、公正な配分を通じて金融商品取引市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

以 上